

担当課：環境部自然環境課

直通電話：092-643-3367

内線：3472

担当者：中川・吉瀬

野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について

(疑い事例、佐賀県佐賀市)

<野鳥監視重点区域の指定>

令和5年12月6日に、佐賀県佐賀市においてハヤブサ1羽の衰弱個体が回収され、その後死亡が確認されました。これについて12月7日に佐賀県が簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルス陽性反応が確認されました。

このことを受け、環境省により回収地点の周辺半径10km圏内が野鳥監視重点区域に指定され、福岡県では、大川市の一部が含まれることから、この区域内の野鳥の監視を強化することとしましたのでお知らせします。

○ 今後の対応

- (1)野鳥監視重点区域において、野鳥の監視を強化します。
- (2)鳥獣保護関係団体、市町村等に通知するとともに、県ホームページ等により鳥インフルエンザの情報や野鳥に接する際の注意点について、広く県民に周知します。

【野鳥に接する際の注意点】

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察などの通常の接し方では、人に感染しないと考えられています。正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。

- 野鳥は、体内や羽毛などに細菌や寄生虫などの病原体を持っていることがあるため、素手で触らないでください。
- 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。
- 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

福岡県では、下記のホームページにて、野鳥における鳥インフルエンザの発生状況や野鳥に接する際の注意点などの情報提供を行っています。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shizentorifuru.html>

